

平成 19 年 6 月 27 日

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行について（案）

1 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）のうち、雇用保険関係では、失業等給付に係る改正部分が本年 10 月 1 日施行となっていることから、関係省令について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 雇用保険法施行規則の一部改正（本年 10 月 1 日施行）

(1) 特定受給資格者の範囲の改正

イ 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（平成 19 年 1 月 9 日、以下「報告書」という。）及び改正法の国会審議を踏まえ、1 年未満の有期労働契約の締結に際し契約の更新があることが明示されていた場合で、契約の更新がなされなかった場合（1 年以上引き続き同一の事業主に雇用されている場合は除く。）についても、特定受給資格者として取り扱い、被保険者期間が 6 月以上 12 か月未満でも基本手当の受給資格を得られるようにすること。

ロ 改正法の国会審議を踏まえ、給付制限の対象とならない正当な理由による自己都合離職者のうち被保険者期間が 6 月以上 12 月未満である者も基本手当の受給資格を得ることが可能となるよう、当分の間、特定受給資格者として取り扱うこととすること。

(2) 常用就職支度手当の対象者の範囲の改正

報告書の趣旨を踏まえ、常用就職支度手当の支給対象となる季節的に雇用されていた特例受給資格者について、その通年雇用に係る業種の限定を廃止すること。